

# 健康保険任意継続加入について

◎任意継続の制度は、次のようになっています。十分検討のうえ手続きをしてください。

◎申請される方は下段に署名捺印のうえ、任意継続被保険者資格取得申請書等と併せてご提出ください。

1. 加入できる方は 資格喪失日（退職日の翌日）前、継続した被保険者期間が2ヶ月以上ある方。
2. 申請は 資格喪失日から20日以内に『健康保険任意継続被保険者資格取得申請書』を提出してください。  
☆20日を経過した申請は受理できませんのでご注意ください。
3. 加入期間（被保険者期間）は 最長で2年間です。
  - ◎保険料を納付期日までに納付しなかったとき
  - ◎被保険者が75歳に到達したとき（後期高齢者医療制度に加入することになります）
  - ◎被保険者が死亡したとき
  - ◎再就職により社会保険（協会健保・組合健保等）の被保険者となったとき
  - ◎船員保険の被保険者となったとき以上の事由が生じたときは即日資格喪失となります。以上の理由以外で途中で自由にやめることはできません。
4. 保険料額は 退職時の標準報酬月額額の保険料額（事業主負担分も含む全額）です。  
ただし、最高限度額が決められています。（前年9月末当組合全被保険者の平均による）

一般保険料の最高限度額	1ヶ月	40,180円	（標準報酬月額	
介護保険料（※）の	”	1ヶ月	6,150円	410千円）

※介護保険料は、40歳以上65歳未満の被保険者（介護保険法第2号被保険者）に一般保険料と併せてご負担いただきます。  
◎退職理由が雇用保険の特定受給資格者（倒産・解雇等）・特定理由離職者（雇い止め等）に該当する場合は、国民健康保険の保険料が軽減されることがありますので、お住まいの市区町村国民健康保険の窓口でご相談ください。
5. 保険給付は 在職中と同様に受けられますが、現金給付の傷病手当金と出産手当金は受けられません。（すでに支給を受けている方等、受けられる場合もありますので、詳しくは業務課給付担当〔TEL06-6942-3624〕までお尋ねください。）
6. 保険料は 初回保険料は当組合よりの手続完了の通知後、速やかに納付してください。  
以降月々納付の場合は、毎月10日（休日の場合は翌金融機関営業日）までに納付してください。  
この納期日を過ぎますと自動的に資格はなくなります。  
天災地変等やむを得ない理由以外、納期日後の納付は受理いたしませんのでご注意ください。
  - ◎初回保険料は手続きの時期により、2ヶ月分を1度に納めていただく場合があります。
  - ◎2回目以降の保険料について、一定期間分を前納できます。希望される方は申し出てください。

**上記のことについて十分検討し、保険料の納付についても承知しました。**

平成 年 月 日

住所

氏名

印